

吉野家ホールディングス お取引先様向けサステナビリティ行動指針

株式会社吉野家ホールディングスは、企業理念である「For the People」のもと、事業を通じて社会と人々の豊かな生活に貢献することを目指しております。この実現のためには、サプライチェーン全体で社会的責任を果たしていくことが不可欠です。

本指針は、国際的な規範や基準を尊重し、当社グループがお取引先様と共にサステナビリティを推進していくための基本的な考え方を示すものです。お取引先様におかれましても、本指針にご賛同いただき、共に取り組んでくださいますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 法令遵守と公正な事業活動

1-1. 法令等の遵守

事業活動を行う国や地域で適用されるすべての法令、社会規範、および国際的なルールを遵守し、高い倫理観をもって行動してください。

1-2. 腐敗防止

贈収賄、違法な政治献金、不当な利益や優遇措置の提供・享受、その他あらゆる形態の腐敗行為を禁止・防止してください。

1-3. 公正な競争

事業活動を行う国や地域で適用される競争法（独占禁止法など）を遵守し、公正で自由な市場競争を阻害する行為（カルテル、不公正な取引など）を行わないでください。

1-4. 知的財産の保護

自社および他者の知的財産権（特許、商標、著作権など）を尊重し、これらを侵害しないように適切に管理・保護してください。

1-5. 情報セキュリティ

個人情報、顧客情報、取引先情報、および自社・他者の機密情報を適切に管理・保護し、漏洩や不正利用を防止するための措置を講じてください。

- **情報セキュリティ対策の実施:** コンピューターウィルスへの対策や、外部からの不正アクセスの防止など、サイバー攻撃に対する適切な防御策を講じてシステムを保護してください。
- **内部・外部への通報制度の運用:** 不正行為や法令違反に関する通報を適切に受け付け、調査し、対応するための内部・外部への通報制度（例：社外窓口の設置、通報者の秘匿性保護）を整備し、確実に機能させてください。

1-6. 反社会的勢力の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引関係を含め、一切の関係を持たないでください。また、反社会的勢力による不当な要求は断固として拒絶し、資金提供や裏取引などの行為は一切行わないでください。

2. 人権の尊重

2-1. 差別の禁止

人種、国籍、性別、年齢、宗教、信条、障がいの有無、性的指向、性自認などを理由とした一切の差別やハラスメントを禁止し、すべての人の尊厳と基本的人権を尊重してください。

2-2. 人権の尊重

国際的に認められた人権（世界人権宣言など）を理解し、尊重してください。また、自社の事業活動が人権に与える負の影響を特定・評価し、その防止・軽減に努めてください。

外国人労働者の権利保護：外国人労働者についても、日本人従業員と同一の労働条件を適用し、パスポートや在留カードの会社による不当な保管や、不当な手数料の徴収など、権利を侵害する行為を一切禁止してください。

2-3. 強制的な労働の禁止

いかなる形態の強制労働（奴隷労働、人身売買、債務労働など）も認めず、従業員が自らの意思で自由に離職できることを保証してください。

2-4. 児童労働の禁止

事業活動を行う国や地域の法令で定められた最低就業年齢に満たない児童を雇用せず、児童の健全な育成を阻害する労働に従事させないでください。

2-5. 適切な賃金と労働時間

事業活動を行う国や地域の法令に基づき、適切な賃金の支払い、労働時間の管理、休日・休暇の付与を行ってください。

2-6. 従業員との対話

結社の自由や団体交渉権など、従業員の権利を尊重し、従業員との円滑なコミュニケーションを通じて、良好な労使関係の構築に努めてください。

3.労働環境

3-1. 安全で衛生的な労働環境

従業員の安全と健康を確保するため、事業活動を行う国や地域の労働安全衛生に関する法令を遵守し、安全で衛生的な労働環境の整備に努めてください。

4. 環境への配慮

4-1. 環境関連法規の遵守

事業活動を行う国や地域で適用される環境関連の法令・規制を遵守してください。

4-2. 環境マネジメントシステムの構築と運用

環境方針を策定し、環境マネジメントシステムを構築・運用することで、継続的な環境負荷の低減に努めてください。

4-3. 気候変動への対応

温室効果ガス（GHG）排出量の正確な算定と報告に協力して下さい。また、排出量削減に向けた具体的な目標を設定し、その実現に努めて下さい。特に、貴社のサプライチェーン全体における脱炭素化を加速させるよう、排出量削減に積極的に取り組み、再生可能エネルギーの導入・利用を促進して下さい。

4-4. 資源の有効活用

廃棄物の削減（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進し、持続可能な資源の利用に努めてください。

フードロス削減の推進：食品リサイクル法等の関連法令を遵守し、食品廃棄物の発生量削減目標や計画を策定・実行するとともに、飼料化・肥料化などの取り組みを推進してください。

4-5. 生物多様性への配慮

事業活動が生物多様性に与える影響を認識し、生態系の保全に配慮した原材料調達や事業運営に努めてください。

4-6. 環境汚染の防止

大気、水、土壌への汚染を防止するため、化学物質の適切な管理や排出量の削減に努めてください。

5. 安全・安心な商品・サービスの提供

5-1. 品質管理

お客様に安全・安心な商品・サービスを提供するため、事業活動を行う国や地域の品質・安全に関する法令や基準を遵守し、原材料の調達から生産、流通、販売に至るすべての段階で安全と品質の管理体制を構築・維持し、品質の向上に努めてください。

・ HACCP に基づく衛生管理：国や地域が定める食品安全基準に加え、HACCP（危害分析重要管理点）に基づいた衛生管理システムを適切に構築し、運用してください。

・トレーサビリティの確保：原材料の調達から最終製品に至るまでのすべての段階で、製品のロット番号から原材料のロット番号まで遡れるよう、トレーサビリティ（追跡可能性）システムを確保してください。また、重大事故などが発生した場合は、速やかに該当範囲の回収を行うと共に、弊社に情報の共有をお願いします。

5-2. アニマルウェルフェア

家畜等の飼育・管理において、アニマルウェルフェア（動物福祉）の考え方を尊重してください。動物が受けるストレスや苦痛を最小限に抑えるため、飼育環境の整備や適切な取り扱いに努め、国際的な基準やガイドラインに沿った配慮を行ってください。

6. サプライチェーン全体でのサステナビリティ推進

6-1. サプライチェーンにおける本指針の展開

本指針に記載された取り組みや調達方針を定め、貴社のサプライヤーに対しても理解を求め、サプライチェーン全体でサステナビリティを推進するよう努めてください。

7 地域社会への貢献

7-1. 地域社会との共存

事業活動を行う地域社会の一員として、地域の文化や慣習を尊重し、地域社会の発展に貢献する活動に努めてください。

8. マネジメントシステム

8-1. 文書・記録の管理 事業活動に伴う規定や手順書は常に最新版に更新し、運用してください。また、各種モニタリング記録や法的書類については、法令や契約等で定められた期間、適切に保管・管理してください。

9. 全社的なリスクマネジメント

9-1. 事業継続計画（BCP）の策定 地震、台風などの自然災害や、感染症の拡大などの不測の事態を想定した事業継続計画（BCP）等の文書を策定し、定期的な見直しを行ってください。

9-2. 緊急時の連絡体制の確立 緊急時における報告・連絡・相談の体制図を整備し、社内に周知してください。あわせて、有事の際、迅速に従業員の安否確認を行うための仕組みを構築してください。

9-3. サイバー攻撃への備え（システム復旧体制） ランサムウェア等によるサイバー攻撃でシステムが停止した場合を想定し、復旧手順の策定や定期的なデータのバックアップ体制の構築など、不測の事態に備えてください。

10. モニタリング

10-1. モニタリングの実施 本指針の遵守を確認するためのモニタリングを実施する場合があります。モニタリングが実施される場合には協力してください。

10-2. 記録の保管 本指針の遵守を証明する文書、および実施記録を作成し、適切に保管してください。当社グループより開示の要請を受けた場合には協力してください。

10-3. 是正対応 モニタリングの結果、本指針を遵守されていない事項があった場合は、改善・是正に努めてください。

※本指針は、法令の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて改訂されることがあります。

※本指針に基づく監査を実施いたします。監査結果に基づく是正措置計画を提出すると共に、本方針への取組状況の報告を定期的にお願いたします。

2026年3月1日